

むつ市農業委員会第668回総会議事録

平成23年6月16日（木）むつ市農業委員会総会が、むつ市役所大会議室1において開催された。

1. 開催日時 平成23年6月16日（木）午前10時50分から11時40分
2. 開催場所 むつ市役所 大会議室1
3. 出席した委員の番号及び氏名（27名）

番 号	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	嶋 影 秀 子
2	〃	北 上 勝 利
3	〃	立 花 幸 雄
4	〃	原 英 輔
5	会 長 職 務 代 理 者	福 永 忠 雄
6	農 業 委 員	本 山 日 満 夫
7	〃	菊 池 秀 藏
8	会 長	立 花 順 一
9	農 業 委 員	村 口 鉄 雄
11	〃	鳥 山 彰
12	〃	橋 本 唯 志
13	〃	菅 原 靖 博
14	〃	坪 清 志
15	〃	藤 澤 伊 三 郎
16	〃	畑 中 重 宏
17	〃	北 川 岩 男
18	〃	柳 澤 都 市 秋
21	〃	坂 本 正 一
22	〃	小 林 義 顯
23	〃	工 藤 輝 雄
24	〃	板 井 弘 巳
25	〃	柴 田 峯 生
26	〃	山 口 芳 一
27	〃	中 嶋 寿 樹
28	〃	野 里 岩 雄
29	〃	蛭 名 修 一
30	〃	杉 山 武 美

4. 欠席した委員の番号及び氏名（3名）

番 号	役 職 名	氏 名
10	農 業 委 員	鴨 田 輝 雄
19	〃	水 戸 隆 璽
20	〃	赤 坂 直 良

5. 議事の概要

第1 議事録署名委員の指名、会議書記の事務局職員の指名

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

第3 報告事項

第4 その他

6. 会議に従事した職氏名

事務局長 手間本 富士男

次 長 増 田 健 二

総括主幹 一 家 隆 雄

臨時職員 大 野 香

7. 会議録署名委員

27番 中嶋 寿 樹 28番 野 里 岩 雄

8. 会議記録者

農業委員会事務局 臨時職員 大 野 香

会 議 の 概 要

議 長	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第668回総会を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は、30名中27名で定足数に達しております。</p> <p>本日、10番鴨田委員、20番水戸委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、27番中嶋委員、28番野里委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局の大野臨時職員を指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2 会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>なし</p>
議 長	<p>ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第5条による許可申請1件について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定に基づく、県知事の転用許可申請による土地の使用貸借の設定であります。</p> <p>申請地は、大畑町上野97番50 地目が畑で、面積が528㎡、平成23年5月30日 2番北上委員、16番畑中委員、18番柳澤委員、事務局において現地を確認しております。申請の理由は、借受人は現在家族5人のアパート住まいで、アパートは古く家族5人での生活がしがたいため新居を求め土地を探しましたが、候補地がないこと、また、親の老後において面倒見なければならないことなどから、義理の母から土地を30年の使用貸借するものであります。</p> <p>申請地は、現在家庭菜園の利用で、土地利用計画平面図でわかりますよう周辺は国道、隣接に親戚の住宅が2軒建っている状況で周りは原野であります。</p> <p>農地転用の農業委員による現地確認・調査におかれましては、転用の許可基準並びに運用要件等が設けられています。</p> <p>許可基準では、大きく分けると「立地基準」と「一般基準」に分けられます。</p> <p>1、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内の農地であるか、優良農地であるか、集团的農地であるか、生</p>

産力の高い農地であるか、市街地化の傾向が著しい区域内の農地であるか、でないかなどの農地区分要件で定める「立地基準」と、2、確実に転用事業ができるか、転用される面積が適正であるか、また、周辺の営農条件に悪影響を与えないかなどの面から見る「一般基準」の定める運用要件があります。

今回の申請によります立地基準では、申請地は、農業振興地域外であり、特に問題はないと思います。

一般基準においては、資金面では金融機関からの借り入れ、資金計画書が添付されていますので問題はないと思います。

農地の転用面積では、一般住宅の建築に当たっては500㎡以下を目安とする運用要件があります。申請面積では、おおむね528㎡、住宅に係る敷地面積に占める建物の建築面積の割合（建ぺい率）は22.4%で、運用要件で定める20%を超えていることから、特に問題ないと思います。また、被害防除につきましては、隣接する周辺に農地がないことなどから、付近に生じる問題はないと思います。

以上のことから、許可基準要件は満たされているものと思われま

す。参考までに、先ほど転用面積において「おおむね」と表現いたしましたが「おおむね」との取り扱いは、周辺の状況等を考慮したうえで1割程度の範囲内となります。また、建ぺい率におきましても、20%以上を超えなければならないという運用要件があります。また、建物とは、屋根、柱、壁を有している工作物のことを言います。工作物とは、住宅、車庫、倉庫のことを言います。

また、カーポートはその用途が駐車場と変わらないことから、建物には含まれませんことなどを、お知らせしておきます。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

畑中委員

私と2番北上委員、18番柳澤委員と事務局職員で現地確認をしております。事務局の説明どおり問題はないと思います。娘夫婦の夫は、今後、婿養子に入ることになっています。親の老後のことを考え親の土地に新居を求めるもので、特に問題はないと思います。以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、議案第1号について質疑を許します。質疑ございませんか。

各委員

異議なし

議 長

質疑がありませんので議案第1号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

議 長

議案審議は、これをもちまして終了いたします。

議 長

つづきまして、地目変更登記に係る報告事項及び下限面積についての

連絡事項がありますので、事務局より説明願います。

地目変更登記に係る報告事項第1号から6号まで、ご説明いたします。

報告第1号につきましては、平成23年5月6日 9番村口委員、28番野里委員、事務局において現地を確認しております。申請地の川内町中道263番から312番間までの6筆及び隠里61番58は、山林の状況であります。楡木118番につきましては、原野の状況、現況写真でわかりますようそれぞれ相当年数経過していることから、非農地として回答いたしました。

報告第2号につきましては、平成23年5月17日22番小林委員、23番工藤委員、事務局において現地を確認しております。申請地の、大湊浜町333番、338番、昭和30年に住宅が建設され相当年数経過し宅地利用されていることから、それぞれ非農地として回答いたしました。

報告第3号につきましては、平成23年5月19日2番北上委員、16番畑中委員、事務局において現地を確認しております。

申請地の大畑町田名代44番、7番、奈良ノ木平7番1は、山林の状況で相当年数経過していることから、それぞれ非農地として回答いたしました。

報告第4号につきましては、平成23年5月30日21番坂本委員、23番工藤委員、事務局において現地を確認しております。

申請地の大曲一丁目2番2、昭和45年に住宅が建設され相当年数経過し宅地利用されている状況から、非農地として回答いたしました。

報告第5号につきましては、平成23年5月30日2番北上委員、16番畑中委員、18番柳澤委員、事務局において現地を確認しております。

申請地の、大畑町水木沢135番1、227番、228番は、山林の状況で相当年数経過していることから、それぞれ非農地として回答いたしました。

報告第6号につきましては、平成23年6月3日17番北川委員、23番工藤委員、事務局において現地を確認しております。申請地の栗山町121番は、原野の状況で相当年数経過していることから、非農地として回答いたしました。 以上で報告を終わります。

次に、下限面積について面積の設定の検討を重ねてきましたが、先般、全国農業会議所、県農業会議から別段面積について各農業委員会で7月中にまとめてくださいと連絡がありました。急なもので資料等事前の配布が間に合わず、次回7月の農業委員会総会でご提案しますのでよろしくお願います。別段面積の設定については、農地法第3条第2項並びに、農地法施行規則第20条によって定められていますが、今まで別段

面積については、国、その後県知事が設定することでありましたが、平成21年の法改正により、各市町村の農業委員会で設定できるようになっております。早急な判断を要する事なので、今回21年の改正に伴い、基準として単位10a、10a以上で定めてくださいとのこと。例えば、下限面積を20aとした場合、20a以下の戸数は全体のおおむね40%であるということが基準の目安となります。

お手元の資料は、5年に一度行われます農林業センサスに基づいたものを参考に作成したものです。資料をご覧いただきたいのですが、一つの考え方として、旧むつ市を一つにするか、旧田名部町と旧大湊町に分けるかによって設定の面積が変わってきます。旧川内町は、20aに設定すると農家戸数はその地区全体の39.5%と40%に満たないが、おおむね40%という考え方ならば20aでもよいものか。30aに設定すると53.4%で問題ないと思います。旧脇野沢村は、現在30aですが20aに設定しても62%、旧大畑町は20a、45.5%で問題ないと思います。今お話ししました内容については、次回の総会までに委員みなさんに検討していただきたいと思います。

農林業センサスの過去の統計は、昭和60年から5年刻みで行われています。全農家数、農家人口、経営耕地面積規模別経営体数を見ますと、全て減少しているという現状から見通して、次回7月の農業委員会総会でこちらからご提案いたしますので、ご検討をお願いいたします。

以上で事務連絡を終わります。

議 長

以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第668回総会を閉会します。

9. 会議録署名委員

会議録署名委員 中 嶋 寿 樹

会議録署名委員 野 里 岩 雄